コーポレートガバナンスに関する基本方針



前 文

当社グループは、理念体系「モスの心」のもと、「Mountain:山のように気高く堂々と、Ocean:海のように深く広い心で、Sun:太陽のように燃え尽きることのない情熱を持って」という社名に込めた想いを大切にしています。

また、「食を通じて、世界中の人を幸せにすること。」を私たちの使命と位置づけ、お客様 へ「おいしさ、安全、健康」にこだわった商品を、「真心と笑顔のサービス」とともにお届 けすることに取り組んでいます。

当社グループでは、昭和 47 年に第 1 号店「モスバーガー成増店」を出店した当時から、地域との密着を重視し、お客様のみならず地域の皆様と深く結びつき、「どうせ仕事をするなら、感謝される仕事をしよう。」という創業者のことばを私たちの文化として、モスの全ての活動の基にあると考えてまいりました。商品を単に提供するのではなく、手間ひまはかかるけれども、本当においしく安全で体に良いものを食べていただき、清潔で居心地のよいお店、心のこもった暖かなおもてなしによって、お客様に幸せなひとときをお届けすることを私たちの基本方針とし、商品作りや店舗設計等を行う際にも、「モスらしさ」を失うことのないよう常に心がけております。

モスバーガーのお店では、全国約3万人の店長、社員、キャスト(アルバイト)が、こうした理念体系「モスの心」を共有して日々働いており、同じベクトルを持つ「モスが大好き」な人たちによる深い相互信頼の結びつきで、お店は成り立っています。

当社とフランチャイジーとの関係についても、当社の理念体系「モスの心」に共感できるかどうか、心から通じ合う信頼関係を築くことができるかどうかということを何よりもの条件として、フランチャイズ契約を締結しております。

当社の主要食材を提供していただいております、お取引先様につきましても、創業時から協力して苦労を分かち合い、当社のオリジナリティあふれる商品を共に世に送り出してきた大切なパートナーであります。

以上のとおり、当社グループの企業価値の源泉は、MOS という「社名に込めた想い」と、「食を通じて、世界中の人を幸せにすること。」という私たちの使命、「どうせ仕事をするなら、感謝される仕事をしよう。」というと私たちの文化と、私たちの基本方針にこそ存するものです。これらの理念体系「モスの心」を深く共有し賛同してくださるお客様、当社グループで働くすべての人、加盟店、取引先、地域社会といったすべてのステークホルダーの皆様に提供した価値の総和こそが企業価値であると考えております。そして、ステークホルダーの皆様に対する責任を果たし、「価値ある企業」として支持され続けることができれば、自ら株主の皆様に対する責任も果たすことができ、株主価値の最大化にもつながると考えております。

当社グループは、適切な情報開示に基づくステークホルダーの皆様との建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値・株主価値の向上を実現するために、より良いコーポレート・ガバナンスをさらに追求してまいります。

2025 年 6 月 30 日 株式会社モスフードサービス取締役会

序章 総則

このコーポレートガバナンスに関する基本方針(以下、本基本方針といいます)は、当社 グループがより良いコーポレート・ガバナンスを常に追求することを通じて、理念体系「モ スの心」を実現し、堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としています。

1. 経営方針

私たちモスフードサービスは、「社名に込めた想い/Our Origin」と、「私たちの使命/Our Mission」、「私たちの文化/Our Culture」、「私たちの基本方針/Our Promise」で構成される「モスの心」をモスグループの理念体系と定めています。モスバーガー事業の成長とともに育まれてきたこれらの言葉を、国や地域、事業を問わずグループ全体で大切にしつづけます。

(1) 社名に込めた想い/Our Origin

Mountain:山のように気高く堂々と

Ocean:海のように深く広い心で

Sun:太陽のように燃え尽きることにない情熱を持って

(2) 私たちの使命/Our Mission

食を通じて、世界中の人を幸せにすること。

(3) 私たちの文化/Our Culture

どうせ仕事をするなら、感謝される仕事をしよう。

(4) 私たちの基本方針/Our Promise

お店全体が善意に満ちあふれ

誰に接しても

親切で優しく

明るく朗らかで

キビキビした行動

清潔な店と人柄

そういうお店でありたい

「心のやすらぎ」

「ほのぼのとした暖かさ」を

感じて頂くために努力しよう

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの企業価値の源泉は、MOSという「社名に込めた想い」と、「食を通じて、世界中の人を幸せにすること。」という私たちの使命、「どうせ仕事をするなら、感謝される仕事をしよう。」というと私たちの文化と、私たちの基本方針にこそ存するものです。これらの理念体系「モスの心」を深く共有し賛同してくださるお客様、当社グループで働くすべての人、加盟店、取引先、地域社会といったすべてのステークホルダーの皆様に提

供した価値の総和こそが企業価値であると考えております。そして、ステークホルダーの 皆様に対する責任を果たし、「価値ある企業」として支持され続けることができれば、自 ら株主の皆様に対する責任も果たすことができ、株主価値の最大化にもつながると考えて おります。

当社グループは、適切な情報開示に基づくステークホルダーの皆様との建設的な対話の 促進により、中長期的な企業価値・株主価値の向上を実現するために、より良いコーポレ ート・ガバナンスをさらに追求してまいります。

3. コーポレート・ガバナンス体制

- (1) 取締役会は、重要な業務執行の意思決定を通じて執行役員を兼務する取締役(以下、本章においては業務執行取締役といいます)の業務執行を監督し、業務執行取締役は、取締役会の監督の下、マネジメント機能を推進し、独立社外取締役および監査役または監査役会は互いに連携してモニタリング機能の強化を図っております。
- (2) 当社では、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する実働組織として、全社的リスクのマネジメントを行う「リスク・コンプライアンス委員会」及びディスクロージャーの信頼性リスクのマネジメントを行う「内部統制委員会」を設置しております。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることができます。

また、内部監査部門、リスク・コンプライアンス部門を担当する役員は定期的に、担当 部門の業務状況について監査役に報告することとされております。なお、当該報告は取 締役会の中で実施されることを妨げません。

- (3) 当社では、独立社外取締役と独立社外監査役の全員(以下、独立役員と総称します)で構成する独立役員会を年4回定期的に、かつ必要に応じ随時開催しています。独立役員会は、監査役および監査役会と連携するために常勤監査役の出席を求めることができます。
- (4)独立役員会の議長は独立社外取締役とし、互選により独立社外取締役の中から議長を 決定します。議長は独立役員会で提起された事項について取締役社長と定期的に協議す るものとします。
- (5) 当社では、取締役および監査役の候補者については、取締役社長が取締役会に推薦し、 取締役会がそれらの候補者として(監査役候補者については監査役会の同意を得たうえ で)決定しております。
- (6) 取締役の業績報酬については、取締役会が承認した各取締役の業績評価に基づき、役員報酬に関する内規の範囲内で、取締役会決議により決定しております。
- (7) 前二項の手続きにおける公正性および透明性を確保するため、独立役員会を取締役および監査役の候補者の指名、並びに取締役報酬に関する取締役社長の諮問機関とし、任意の指名・報酬委員会として位置付けております。
- (8) 前項の諮問に対する答申内容を決定する独立役員会の決議は、独立役員のみで行います。

4. 本基本方針の位置付け

(1) 本基本方針は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」と並び、法令・定款に 次ぐ当社グループの最上位の基本方針であります。 (2) 当社グループの各社が新たに社内規程および社内規則(以下、社規といいます)を制定する場合は、本基本方針の主旨とその精神を踏まえ、決してそこから逸脱することがあってはなりません。

第1章 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

1. 株主総会

- (1) 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主が適切に議決権を行使できるよう、次のとおり環境を整備してまいります。
 - ①株主の適切な判断に資すると考えられる情報については、適時適切に開示します。
 - ②株主が株主総会議案に関する十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期開示・発送に努めます。
 - ③株主総会は、集中日を回避して開催します。
 - ④議決権電子行使プラットフォームの利用および英訳版招集通知の開示等により、円滑 に議決権を行使できるよう適切に対応します。
- (2) 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案について、 総会終了後に反対要因の分析を行ない、必要に応じて対応等を検討いたします。
- (3) 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案する場合、 株主の利益を損なうことのないよう、独立社外役員の独立した客観的立場からの意見、 助言を尊重いたします。
- (4) 当社は、株主提案権その他の少数株主権の権利行使に対しては、その権利が実質的に 確保されるよう適切に対応いたします。
- (5) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決 権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望した場合は、信託銀行等と対応について検討 いたします。
- (6) 当社は、上記各項目についてガイドライン(株主総会運営ガイドライン)を策定し、 適切な株主総会の運営に努めております。

2. 資本政策

(1) 当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、資金効率の向上を図り、キャッシュフロー創出力を高めてまいります。そして、創出したキャッシュは、成長投資に最優先で活用していくこととします。ただし、資本コストを意識したROEの目標水準、手元キャッシュ水準、財務健全性等を総合的に勘案しつつ、安定的に株主還元を行っていきます。

また、政策の実施にあたっては、その必要性・合理性を検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

(2) 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)を実行する場合には、当社は、既存の株主の権利を不当に害することのないよう、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している社外取締役を含む取締役会においてその必要性・合理性を慎重に検討するほか、株主に十分な説明を行うとともに必要か

つ適正な手続を確保いたします。

(3) 当社は、いわゆる買収防衛策の導入は行っていません。ただし、当社株式の大量取得 行為を行うとする者に対しては、当該買付けに関する情報の開示を積極的に求め、当社 取締役会の判断、意見等とともに公表するなどして、株主の皆様が当該買付けについて 適切な判断を行うための情報の確保に努めるとともに、その判断のために必要な時間を 確保するように努めるなど、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な 措置を講じる所存であります。

また、当社は、定款第17条において買収防衛策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨を規定しており、今後、経営環境の変化その他の状況に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するためには買収防衛策が必要と判断した場合には、同条の規定に基づき所要の手続きを経た上で買収防衛策を導入することを検討いたします。

3. 政策保有株式

- (1) 当社は、中長期的な企業価値向上の実現には様々な企業との協力が必要と考えています。その観点から、取引先との安定的かつ長期的な取引関係の構築、または業務提携もしくは協同ビジネスの円滑な展開のために、当該取引先等の株式等を政策的に取得し保有することができるものとします(この政策的に保有する株式等については、以下、本章においては政策保有株式といいます)。
- (2) 当社は、直近の事業年度末の状況に照らし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、配当や時価、取引利益等を資本コストとの対比によって検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直すものとします。この結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減の検討を行うものといたします。
- (3) 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、その行使に関する基準をガイドライン(参考書類①)として策定しており、当該ガイドラインに従ってこれを適切に 行使いたします。
- (4) 当社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から売却等の意向が示された場合は、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行わず、適切に売却に対応いたします。

4. 関連当事者間の取引

- (1) 当社グループがその役員および主要株主等との取引(以下、本章においては関連当事者取引といいます)を行う場合は、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することがないよう、業務分掌職務権限基準に従って、関連当事者取引のうち重要なものまたはその性質に照らして必要なものについては、あらかじめ取締役会の承認を要するものとします。
- (2) 関連当事者取引については、年1回取締役会においてその内容を報告するものとします。
- (3) 関連当事者取引については、その手続きに関するガイドライン(参考書類②)を策定しており、当該ガイドラインを遵守することによってこれを適切に監視いたします。

第2章 ステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、すべてのステークホルダー(環境、お客様、当社グループで働くすべての人、加盟店、地域社会、行政、取引先、株主)に提供した価値の総和こそが企業価値であるとの基本的な考えに基づき、堅実な成長と中長期的な企業価値向上のために、適切な協働に努めてまいります。

1. 経営理念および行動規範

(1) 当社グループは、自らが担う社会的責任についての考え、およびステークホルダーに対する考えを表した「社名に込めた想い/Our Origin」、「私たちの使命/Our Mission」、「私たちの文化/Our Culture」および「私たちの基本方針/Our Promise」を当社グループの共通の価値観とし、これらによって構成される理念体系「モスの心」に基づき、当社グループとそのフランチャイジーが事業活動を行うに当たっての普遍的価値として「モスグループ行動規範」を定めています。(上記内容については当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。)

「社名に込めた想い/Our Origin」、「私たちの使命/Our Mission」、「私たちの文化/Our Culture」および「私たちの基本方針/Our Promise」

https://www.mos.co.jp/company/outline/philosophy/

モスグループ行動規範

https://www.mos.co.jp/company/csr/management/standard/

- (2) 当社グループで働く一人ひとりは、それぞれの職場で、また、日常業務の中で自主的に、積極的にこれを実践してまいります。
- (3) 当社グループでは毎年4月6日を「よむ(読む)日」と定め、理念体系「モスの心」を再確認する一環として「モスグループ行動規範」の読み合わせの機会を全社的に設けております。

2. サステナビリティへの取組み

当社グループは、理念体系「モスの心」を実現するために、社会とのよりよい適合を図りながら、ともに持続的に発展していくための経営を推進してまいります。その活動等についてMOS REPOT (モスグループ統合報告)としてとりまとめ毎年公表しております。上記の詳細な内容については当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。

サステナビリティ経営の考え方

https://www.mos.co.jp/company/csr/management/plan/

環境マネジメントシステム

https://www.mos.co.jp/company/csr/environment/system/

お客様とともに

https://www.mos.co.jp/company/csr/society/relation/

MOS REPOT (モスグループ統合報告)

https://www.mos.co.jp/company/csr/report/

3. 多様性の確保

当社グループは、性別、国籍等にとらわれない公平な競争を当社グループで働くすべて の人に保証することが重要であると考えております。女性の活躍促進のため「女性の活躍 促進ガイドライン」を策定し、女性が働きやすい環境の整備に努めております。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行に伴い、「管理職(課長級(SL))以上に占める女性割合を30%以上にする」等行動計画を策定し、厚生労働省HP内の「女性の活躍推進企業データベース」内に開示いたしました。また、海外でモスバーガー事業を展開している現地法人からの国際感覚豊富な人材の登用や、株式会社モスシャイン(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社)における障がい者雇用を促進することにも努めてまいります。

4. 内部通報制度

当社グループおよびフランチャイズチェーン内の不正行為等の防止およびその早期発見と是正を図ることを目的に内部通報制度「モスヘルプライン」を常設し、周知・運営しています。内部窓口(当社内事務局)と社外窓口(社外弁護士)を設置し、内部通報の対応内容はリスク・コンプライアンス委員会に報告することにより、通報者からの信頼性を向上させ、内部通報の促進をはかる運用としています。また、通報者が不利益な取り扱いを受けないことを社内規定に定めております。

5. 企業年金

当社グループは、外食産業ジェフ企業年金基金において企業年金の積立金の運用を行っております。基金の組織運営および年金資産運用状況について定期的に情報収集を行い、従業員の安定的な資産形成等に向けて適切に対処しております。また、積立金の運用については年金基金の自主性を尊重し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するため、「IRポリシー」を別途定めており、非財務情報を含む会社情報について、法令に基づく開示を適切に行うだけではなく、法令に基づく開示以外の情報についても公正、詳細、かつ平易な方法によって提供し企業経営の透明性の確保に努めてまいります。(「IRポリシー」は当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。)

https://www.mos.co.jp/company/ir/policy/

1. 情報開示の充実

(1) 当社は、法令に基づく開示以外のものとしては次のものを発行・開示しております。

「MOS REPOT(モスグループ統合報告):第2章の2を参照。

「モスの株主通信」:株主および投資家に対して、年2回発行

「MOS REPORT」:海外投資家に向けて、年1回発行

「月次情報」:国内モスバーガー店舗の既存店および全店の売上高に関する情報を月次で更新。

「モスの株主通信」等のIR情報は、当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。)

https://www.mos.co.jp/company/ir/

(2) 当社は、会社の目指すところ(理念体系「モスの心」)や経営戦略、経営計画について、公式ホームページにて「経営情報」として公開しております。

https://www.mos.co.jp/company/ir/business_policy/kadai/

- (3) 取締役の報酬の決定方針ならびに手続きについては次の通りとなります。
 - ①基本方針:当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
 - ②基本報酬:当社の取締役の基本報酬は、基本報酬とその他手当から構成され、役位、 職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、任意 の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。
 - ③業績連動報酬ならびに非金銭報酬:業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については、 業績等によって変動する業績連動報酬および業績連動型株式報酬から構成されておりま す。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(K PI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高、連結営業利益、親会社株主 に帰属する当期純利益および各取締役の個人目標等(各事業本部を管掌する取締役は、 管掌事業本部の目標を含む)に対する達成度合いに応じて、任意の諮問機関である独立 役員会の答申を踏まえ、取締役会においてその支給額を決定し、目標となる業績指標と その値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度ごとに設定し、適宜、環境の変化に 応じて、任意の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、見直しを行なっています。

業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、中期経営計画の会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度を導入しております。取締役に対し各事業年度における職責に応じてポイント(以下「付与ポイント」)を付与し、付与ポイントの一定割合は、中期経営計画終了後、自己資本利益率(ROE)およびESG等の目標達成度等に応じて、付与ポイントの合計に対して加算または減算されます。原則として、取締役退任時に付与されたポイント数の累積値に相当する当社株式を信託を通じて無償で交付いたします。

- ④種類別の報酬割合:業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の 事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、 上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の諮問機関である独立 役員会の答申を踏まえ、取締役会は個人別の報酬等の内容を決定することとしておりま す。
- ⑤任意の諮問機関である独立役員会:独立役員会は、独立社外取締役と独立社外監査役をもって構成されております。独立役員会は、任意の指名・報酬委員会として、取締役の業績報酬に関する事項等について、取締役社長の諮問に応じ答申します。取締役会の報酬等の額の決定過程においては、取締役社長が自身を含めた全取締役に対して業績指標に基づく評価を行い、それを独立役員会へ諮問し、そこからの答申を受けた上で、取締役会で決議しております。
- (4) 取締役候補者および監査役候補者については、性別や年齢、国籍の区別なく、選任基

準を踏まえ、適切に選任しております。独立役員候補者については、会社法上の要件に加え、当社の独立性判断基準(参考書類③)を充足する者を選任いたします。

上記候補者の選任は、取締役社長が推薦し、取締役会の決議によって行います。候補者の推薦においては、取締役社長は独立役員会に諮問し、その答申を受けてこれを行うこととします。ただし、監査役の候補者を提案するには、監査役会の同意を得ることとします。

上記選任にあたっては、取締役会が、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる 多様な取締役で構成され、各取締役が取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体とし て受託者責任を果たせるよう体制になることが重要と考えております。

また、監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者が、1名以上 選任されるものとします。

- (5) 取締役および監査役の解任提案については、解任基準を踏まえ、取締役会にて決定いたします。
- (6) 最高経営責任者(CEO)の選解任については「最高経営責任者の選任等のガイドライン」を作成し、客観性・適時性・透明性ある手続きを確保しております。
- (7) 取締役および監査役の候補者についての個々の指名の説明は、定時株主総会の招集通知の参考書類においてこれを開示いたします。また、解任がおこなわれた場合、適時開示により説明をおこないます。
- (8) 外国人名義等の株式の議決権割合が一定の割合を上回った場合は、前記(1)記載の 海外投資家向けの「MOS REPORT」に加え、本基本方針およびガバナンス報告書の英訳を 作成しこれらの情報を提供する等、英語による情報開示を推進するものとします。

2. 外部会計監査人

- (1) 当社グループは、海外にも数多くの関係会社があり、多くの国や地域のメンバーファームとのネットワークを有し高品質な監査の実施が可能な監査法人を、会計監査人として選定することを基本方針としております。
- (2) 監査役会は、会計監査人の選定および評価に関するガイドラインを策定し、当該ガイドラインに従って会計監査人の候補者を適切に選定し、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているかどうかも含めて適切に評価しております。
- (3) 当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、会計監査人による 監査についての十分な監査時間、会計監査人と担当取締役および取締役社長とのアクセ スルート、並びに監査役、内部監査室および社外独立取締役との連携を確保し、会計監 査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合、または不備もしくは問題点を指摘した場 合の対応体制についてもこれを確立しております。

第4章 取締役会等の責務

当社グループは、創業以来の「オンリーワン企業」としての個性になお一層磨きをかけ、 世界に唯一無二のフランチャイズチェーンとして独自性を放つことを目標としております。 そして、このことこそが、中長期的な企業価値・株主価値の向上、ひいては株主を含むステークホルダーに対する取締役会としての受託者責任を果たすことにつながる、という基本的な考えに基づき、取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことと、取締役 に対する実効性の高い監督を行うことの両立に取り組んでまいります。

1. 取締役会の役割・責務

- (1) 取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項のほか、 経営方針、経営目標、経営戦略、その他経営全般にわたる基本的事項、並びに業務執行 上の重要事項について審議決定します。
- (2) 取締役会から取締役に対して業務執行に関する委任を行うにあたっては、営業投資等 の積極案件に関する権限についてはこれを幅広く、他方、除却、減損処理等に関する権 限についてはこれを限定的にすることによって、マネジメント機能とモニタリング機能 のバランスを適切に図っています。
- (3) 当社の取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメント(約束)の一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うとともに、その進捗について、株主総会、決算説明会等、適時適切な機会に報告いたします。
- (4) 取締役会は、将来にわたる当社グループの経営に責任を持ち、将来の最高経営責任者 の後継者の育成計画(以下、後継者育成計画といいます)について、その進捗も含めて 情報を共有しています。
- (5) 当社では、取締役(社外取締役を除く)に対し、中期経営計画終了後、自己資本利益率(ROE)およびESG等業績目標の達成度に応じて自社株を交付する業績連動型株式報酬制度を導入しております。
- (6) 取締役会において、各取締役は積極的に発言し、建設的な議論を行うこととします。
- (7) 取締役会の運営においては、次のとおり審議の活性化を図ってまいります。
 - ①取締役会の付議議案について、原則として事前に資料配布を行う。
 - ②取締役会の事務局として、経営企画室は、取締役会及び監査役に対し必要な情報提供 を行う。
 - ③取締役会の開催スケジュールや予想される付議議案について、あらかじめ決定しておく。
 - ④取締役会の付議議案数や開催頻度、審議時間について、適切に設定する。

2. 監査役および監査役会の役割・責務

- (1)監査役に対する報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制については、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において開示しております。
- (2) 監査役は、経営陣から独立した客観的な立場から取締役及び執行役員の意思決定並び に執行についての監査を行います。
- (3) 監査役会は、会計監査人の選定および評価に関するガイドラインを策定し、当該ガイドラインに従って会計監査人を適切に選定し、会計監査人の選解任等に関する株主総会への提出議案の内容を決定します。
- (4) 監査役会は、社外取締役が独立性を確保した上で円滑に情報収集できるよう、社外取 締役との十分な連携をはかるものとします。
- (5) 監査役会は、内部監査部門をはじめとした社内各部署との連携を確保し、適正に監査するために必要かつ十分な情報収集を行います。

3. 独立社外取締役の役割・責務

- (1) 当社では、社外独立取締役による助言や監督は経営に有用であると認識しており、現在、その割合は3分の1となっております。
- (2)独立役員に会社情報を適時適切に提供できるよう、独立役員会に事務局を置き、事務局は社内の調整、連絡業務を行います。
- (3) 独立役員会は、必要に応じて弁護士、会計士等の当社から独立した社外の専門家を、 独自に当社の費用により利用することができます。
- (4) 前二項のほか、独立役員会の運営に関する事項については、ガイドラインを策定し、 独立した客観的立場に基づく情報交換や認識共有ができる体制を整備しております。
- (5) 中期経営計画を迅速・果断に推進するためには、独立役員の役割、その割合を含めた、 どのようなガバナンスの仕組みが必要なのか、取締役会や監査役制度等、最適な機関設 計はどうあるべきかについての議論(監査等委員会への移行も含む)を継続してまいり ます。

4. 役員の兼任

- (1) 取締役および監査役の他の会社の役員の兼任については、当社では、重要な兼職に含まれないすべての兼任を取締役会の承認事項としており、当社の取締役および監査役として、その役割および責務を果たすために必要な時間および労力を振り向けることができるかどうか、という点を取締役会において確認しております。
- (2) 独立役員については、原則として、当社以外に3社を超えて他の会社の役員を兼任しないものとしております。ただし、これを超える場合には、そのリスクについて取締役会で検討し、問題がないと判断される場合は兼任を了承する旨の決議を行うものとします。
- (3) 前二項により承認したすべての兼任状況について開示いたします。

5. 取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、毎年、すべての取締役・監査役による 自己評価を実施し、取締役会で分析・評価を審議したうえで、その結果の概要を開示いた します。

6. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

- (1) 当社は、取締役および監査役がその役割と責務を適切に果たすために必要とされるトレーニングの機会を提供いたします。
- (2) 社内取締役および社内監査役については、就任時に法的責任、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント等に関する研修の機会を提供いたします。また、就任後はそれぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニングの機会の提供・支援を行ってまいります。
- (3)独立役員については、就任時に社内情報(理念体系「モスの心」、企業文化、事業内容、財務、組織等)および業界情報等のガイダンスを実施し、継続的な情報のアップデートも行っております。
- (4) その他、重要な法改正等があった場合は、社内外の講師による役員勉強会を随時開催しております。

第5章 株主との対話

当社グループは、株主および投資家(以下、本章においては株主等といいます)との対話の目的をモスの真の価値を理解してくださる協力者、支援者を作っていくことととらえ、「株主=ファン=お客様」を実現するためと、当社グループの堅実な成長と企業価値の向上のために、中長期的な株主利益と合致する投資方針を有する株主とのオープンで建設的なコミュニケーションを効果的に行ってまいります。なお、対話の実施に当たっては、株主間において実質的な情報格差が生じないよう、十分留意するとともに、インサイダー取引の防止に関する社規によって情報の管理を徹底しております。

1. 株主との建設的な対話に関する方針

- (1) 株主等向けのIR活動については、広報IR・SDGsグループが担当しており、これを社長室 、経営企画室および経営サポート本部(以下、本章においてはこれらの部門を担当部門 と総称します)が連携して補佐する体制を整備しております。
- (2) 担当部門は適切な連携を維持するため、四半期毎に定例会議を開催し情報の共有化を 図っています。
- (3) 株主等との対話については、株主等の面談の主な関心事項を踏まえたうえで、当社の業務分掌職務権限基準に基づき適切な者が行います。
- (4) 当社グループは、決算説明会、株主向けIR説明会および個人投資家向けIR説明会等を 開催しており、これらの説明会には取締役社長をはじめとする取締役および執行役員の ほか、部門長も積極的に参加し、株主等との対話の手段の充実に取り組んでいます。
- (5) 株主等の意見、関心または懸念事項や提起された課題等について定期的、かつ重要なものは適時に取締役会において報告するものとします。
- (6) 定期的に当社の株主構造の把握を行うとともに、信託銀行名義等の議決権比率に鑑み、 必要があると判断した場合には実質株主の判明調査等を実施します。

2015年10月26日 制定
2015年11月6日 発効
2016年7月7日 改正
2017年7月7日 改正
2017年11月27日 改正
2018年11月26日 改正
2019年6月24日 改正
2020年6月29日 改正
2021年6月28日 改正
2021年6月28日 改正
2023年6月26日 改正
2024年6月24日 改正
2025年4月1日改正
2025年4月1日改正
2025年6月30日改正

議決権行使の基本方針および基準

- (1) 当社は、企業の経営方針および経営判断は株主の意向のみを反映するものではなく、ステークホルダーとの利害の調整を踏まえて決定されるものであるとの考えに基づき、保有先企業が反社会的行為を行っておらず、かつ株主利益を軽視していないと認められる場合は、保有先企業の経営陣による経営判断を尊重することを、政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針とする。
- (2) 当社は、経営陣に対する反対意見の表明または対抗議案の提案等による保有先企業の経営への積極的な関与よりも、対話を重視し、様々な接点を通じて当社および保有先企業の株主価値の維持およびその向上を図るものとする。
- (3) 当社は、第1項の基本方針に基づき次に掲げる基準に従って、原則としてすべての議案 に対し議決権を行使する。
 - ①当社の政策保有方針との整合性において懸念がないと判断できる議案については、保有 先企業の経営方針および経営判断を尊重し、賛成として議決権を行使する。
 - ②前号にいう懸念が認められる場合または株主価値の維持および向上の観点から重要と判断される議案については、保有先企業の中長期の経営方針、コーポレートガバナンスの基本方針および第2項による対話の内容等も踏まえたうえで個別に賛否を判断する。
 - ③保有先企業またはその役員等による重大なコンプライアンス違反または反社会的行為等の不祥事が発生し、株主価値が大きくき損するおそれがあると認められる場合においては、個別に対話を行う等十分に情報を収集したうえで、それらに関連する議案の賛否を判断する。
- (4) 議決権の行使については、関係部署と協議のうえ、職務分掌権限基準に基づく決裁者がこれを行使し、その結果についてこれを取締役会に報告する。

参考書類② 関連当事者取引ガイドライン(抜粋)

関連当事者取引に係る手続

- (1) 関連当事者取引のうち、重要な取引については取締役会において当該取引につき重要な 事実を報告し、その承認を得なければならない。
- (2) 重要性の判定は、関連当事者取引の開示に関する基準を準用するものとする。
- (3) 期末日後速やかに取締役および監査役に対して関連当事者に係る質問書を送付し、当該期中における関連当事者取引の有無およびその内容について回答を得るものとする。
- (4) 質問書の回答内容も含め、当該期中における関連当事者取引のすべてについて取締役会 に報告し、そのうち重要な取引についてはもれなく取締役会の承認が付され、かつ、適切に 開示されていることを確認する。

社外役員の独立性判断基準

- (1) 本ガイドラインにおける独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を充たす者で、かつ次に掲げる各号のいずれにも該当しない者をいう。
- ①当社またはその関係会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人(以下、業務執行者という)、またはその就任前 10 年間において当社もしくはその関係会社の業務執行者であった者
- ②当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主、またはそれが法人、団体等(以下、法人等という)である場合の業務執行者である者
- ③当社またはその関係会社と重要な取引関係(注)がある会社またはその親会社もしくはそ の重要な子会社の業務執行者である者
- ④当社またはその関係会社の弁護士、コンサルタント等として、当社の役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬、その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人等である場合、連結売上高2%以上を当社またはその関係会社からの受け取りが占める当該法人等の業務執行者である者
- ⑤当社またはその関係会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
- ⑥当社またはその関係会社から、過去3 年平均にて年間1,000 万円または年間総費用の30% のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人等の業務執行者である者
- ⑦第2号ないし第6号について過去5年間において該当する者
- ⑧配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族が上記第1号ないし第6号のいずれか に該当する者
- ⑨当社またはその関係会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子 会社等の業務執行者である者
- ⑩社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者
- ⑪その他、当社の一般株主全体との間で上記第1号ないし第10号において考慮されている 事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
 - (注) 重要な取引関係とは、以下に掲げるいずれかに該当する取引等をいう。
 - ア) 通常の商取引は当社または取引先の連結総売上高の2%以上
 - イ) 当社またその関係会社の主要な借入先
- (2) 前項に該当する者であっても、その独立性について総合的に判断し独立社外役員として 相応しい者と認められる場合は、取締役会は独立社外役員の候補者として選定することがで きる。その場合においては、独立社外役員として相応しい判断した理由等について当該取締 役会において説明を行うものとする。

以上